

TPP大筋合意を踏まえた県の対応状況（商工関係）について

平成27年12月1日
商工政策課

10月5日TPP大筋合意後の国及び県の動向について報告します。

1 国の動向

◆TPP総合対策本部第1回会合（10月9日開催・設置）

○3つの基本目標；「TPP活用促進による新たな市場開拓」「TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化」「TPPの影響に関する国民不安の払拭」

◆TPP総合対策本部第2回会合（11月25日）

○総合的なTPP関連政策大綱を策定。（主なもの抜粋 / 概要別紙）

丁寧な情報提供及び相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・全国各地での説明会の開催や、ポータルサイトの設置、手引書・ガイドラインの整備等。 ・相談窓口、税関の体制の整備。
新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供。 ・地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出を促進。
TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策	<ul style="list-style-type: none"> ・IoT等の革新的技術開発等の推進、規制改革。 ・世界の企業の研究開発部門等を誘致、投資や人を呼び込み高付加価値拠点・イノベーションセンター化を目指す。
地域の「稼ぐ力」強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「食・食文化」をテーマとした観光プロモーション等による外国人観光客の地方誘致、消費拡大の推進。 ・6次産業化の推進等により地域の産品、技術、企業等の連携等で新事業を創出し、海外展開を拡大。

2 県の対応状況

(1) TPP対策に係る検討会議の開催（第1回 10/5、第2回10/14、第3回11/25）

(2) 国要望の実施（平井知事より経済産業省に要望(10/15)）

地方の中小企業の輸出拡大を促進する絶好の機会と捉え、海外展開しやすい環境整備等を図ること。

- ①中小企業の海外展開等に向けた期待感の具現化、情報不足による不安感の払拭。
- ②言語、市場動向、慣習、取引先企業、法令規制などの面で、中小企業に対し密着型のワンストップ支援体制の整備。

(3) 県内事業者への聞取調査（11月実施）

（自動車部品）「TPPを上手く活用して事業拡大したい。」「関税ルール等のセミナー説明等」「語学人材等の確保が課題」など

（その他製造）「国内販売が減っており輸出を増やしたい。コスト競争力が課題」「輸入資材コストが減少はメリット」「自社製品を紹介する機会の創出や取引先の紹介を期待」など

(4) 県の支援施策の方向（第3回検討会議）

国の支援施策と連携しつつ、県内企業の海外展開を支援する環境を整備。

- JETORO等との連携によるセミナー・相談会の開催（市場動向、海外展開事例等の提供）
- 個別企業のニーズに応じた専門家活用等による密着型サポート体制の構築
- 食品関連企業のTPP圏域国への輸出拡大支援（市場調査、バイヤー招聘、国際認証取得）等

総合的なTPP関連政策大綱（商工関連部分抜粋版）

商工政策課

II TPP関連政策の目標

1 TPPの活用促進

TPPの直接の効果は、関税のみならず、投資・サービス等も含めた市場アクセスに係る諸条件が改善され、さらには通関手続の迅速化等、TPPによる各種手続の簡素化、標準化、投資ルールの特明確化、知的財産の保護等により、安心して海外展開をすることが可能となり、TPP各国との貿易、投資が活発化することである。これまで様々なリスクを懸念して海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にとって、オープンな世界へ果敢に踏み出す大きなチャンスをもたらす。

さらに、原産地の完全累積制度（メイド・イン・TPP）、電子商取引等のルールを活用し、生産拠点を海外に移さず、我が国に「居ながらにしての海外展開」が可能になる。TPPは、サービスなどの幅広い分野も含めた経済連携、新たな貿易モデルを作るものであり、これまでになかった新たなグローバル・バリューチェーンが次々に構築され、これに中堅・中小企業が主体的に参画することが期待される。

従来、大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開する。そのような意味で、TPPを契機として我が国は「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施することとする。

(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

① TPPの普及・啓発

(目標) セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。

- JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催やTPP情報のポータルサイトの設置、TPPを活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の自己証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。

② 中堅・中小企業等のための相談体制の整備

(目標) 相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。

- TPPの内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。税関の体制を整備し、TPP原産地規則に関する輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等を行う。

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

(目標) 総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す。

- 国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや食文化などに代表されるクールジャパンや環境技術など、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際標準化、知的財産、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。金融機関(政府系金融機関を含む。)による企業の海外展開支援を促進する。

②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(目標) 平成30年度までに約200億円の放送コンテンツ関連海外市場売上高を目指す。

- クールジャパン、ビジットジャパンの発信・連携、推進による販路拡大、「日本ブランド」を活かした対日理解促進等を推進する。
- ICT、放送コンテンツ等のコンテンツの海外展開を図るほか、模倣品・海賊版対策や知財保護環境向上、協定国への情報発信等にも取り組む。
- 中堅・中小企業の海外展開の支援にも資するよう、地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出を促進する。
- 廃棄物処理や水処理技術等の環境技術等の国際展開を図る。

③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

(目標) 平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。

- 高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。
- 日本産酒類等の海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開を促進する。地理的表示(GI)の活用を促進する。
- 農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組等を促進し、新事業の創出拡大や海外市場開拓を促進する。

④インフラシステムの輸出促進

(目標) 平成32年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指す。

- 円借款等手続の迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスク・マネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、我が国企業が強みを有する分野でのインフラシステムの輸出を加速化する。

⑤海外展開先のビジネス環境整備

- TPP協定参加国等において、制度構築や人材育成等、幅広い分野における協力及び能力開発を行うことで、TPP協定の実施及びTPP協定の利益の増大を支援するとともに、日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境整備を図る。

2 TPPを通じた「強い経済」の実現

TPPは、資源国から消費国、加工組立国から中間財の輸出国、さらには我が国のように、デザイン、商品企画、高度なサービス提供等の分野で高い水準を誇る国まで、多様な国々からなる経済連携である。これにより、従来のサプライチェーンの枠組みを超えた、新たなバリューチェーンが生まれることが期待される。我が国企業がそれを牽引し、各国の様々な企業、産業と連携することで、多様な分野における生産技術向上、イノベーション、産業間・企業間連携を促進すること等を通じて、我が国経済全体としての生産性向上につながることを期待される。

そしてそれは一過性のものではない。イノベーション、技術革新により我が国企業の高付加価値化、生産性向上が進み、経済が活性化し、生産活動がさらに活発になる。その結果、更なる貿易・投資の拡大、という好循環により累積的な経済成長につながる。我が国から海外へ、海外から我が国へという双方向の投資、貿易が活発になることで、我が国は「グローバル・ハブ」(貿易・投資の国際中核拠点)として持続的な成長を遂げることを目指す。

「グローバル・ハブ」は、我が国の地域という単位でも目指すことができるものである。そのため、地場産業、農林水産業、技術力のある中堅・中小企業、研究開発機関、人材など、地域の力を結集することが必要である。

TPPはそのためのツールを提供するものではあるが、それにより我が国の経済再生、さらに地方の産業活性化を通じた地方創生を実現させるのは、このチャンスを活かす現実の企業、事業者の行動である。これを支援する政策の展開は、TPPを通じた「強い経済」実現のために、極めて重要である。

(1) TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

(目標) 革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する。平成32年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%にする。

- 我が国産業構造革新の基盤技術であるIoT、人工知能、ロボット等の分野や、共通基盤となる先進的な分野における革新的な技術開発等を推進するとともに、必要となる規制改革に取り組む。
- イノベーション・ナショナルシステムの構築を図るとともに、知的財産制度をTPPが求める制度に調和させ、イノベーション創出環境の整備を目指す。
- 将来のイノベーションの源泉となる人材育成等のため、知財教育を推進する。
- 第4次産業革命や産業の高度化に向けて、我が国企業の設備、技術、人材に対する積極果敢な投資を促進するための取組を進める。
- サービス産業の生産性向上や、中小企業・小規模事業者を含めた事業者等のIoTの活用等によるフロン

ティア創出を行うとともに、省エネ投資の促進や、新たな製品・サービスの開発や販路開拓、インバウンド取込等の事業基盤の強化等を行い、幅広い産業分野における生産性向上を図る。

②対内投資活性化の促進

(目標) 平成30年度までに、少なくとも計470件(大型投資案件60件含む)のJETROによる外国企業誘致を目指す。

- 対内直接投資を促進する各種施策を講じることとし、特に世界の企業の研究開発部門等の高付加価値部門を我が国に誘致して海外から投資や人を呼び込むとともに、我が国企業との研究開発等の連携を進め、グローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンター化を目指す。
- 海外における人材育成を進めるほか、海外からのビジネス関係者の受入れ等促進のため出入国管理体制を整備する。

(2) 地域の「稼ぐ力」強化

①地域に関する情報発信

(目標) 訪日外国人旅行者数が2000万人となる年に、外国人観光客による旅行消費額4兆円を目指す。

- 我が国技術等の普及に努めるとともに、農林水産物の国内外の需要・消費の拡大を図る。日本各地の「食・食文化」をテーマとした観光プロモーションの推進や、食・農業体験などの滞在コンテンツの磨き上げ等により、訪日外国人観光客の地方誘致や消費拡大を促進する。

②地域リソースの結集・ブランド化

(目標) 支援対象事業に具体的な成果目標と適切なPDCAサイクルの確立を求め、平成32年度に100%の確立を目指す。

- 6次産業化の推進等により、地域の産品、技術、企業等を連携、地理的表示(GI)等も活用しつつ、新事業を創出し、海外展開の拡大を促す。
- ローカルアベノミクスの推進等を通じ、地域の「稼ぐ力」や生産性の向上、地域の人材活用、地方への対内直接投資促進等を実現し、地域経済のグローバルな好循環を拡大する。このため、地方公共団体が行う自主的・主体的な先駆性のある取組等を、情報面・人材面を含めて、支援する。

3 分野別施策展開

(3) 知的財産

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。また、TPPを契機として、輸出促進に向けた地理的表示(GI)等に関する措置を講ずる。

①特許・商標関係

- 不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。
- 地域中小企業等の知財戦略の強化や、特許審査体制の整備・強化を図る。

- TPP協定実施のための制度の整備状況等を踏まえつつ、知財紛争処理システムの一層の機能強化のための総合的な検討を進める。

②著作権関係

- 著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。その際、権利の保護と利用とのバランスに留意し、特に、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないよう、対象範囲を適切に限定する。
- 著作物等の利用円滑化のため、権利者不明等の場合の裁定制度の改善を速やかに行うとともに、社会的諸課題への対応、柔軟性の高い権利制限規定、円滑なライセンス体制の整備等に関する検討を進める。

(4) その他

- 外国における医療機器等の認証機関への対応、競争政策に関し独占禁止法違反の疑いを効率的、効果的に解消する仕組の導入に関し、必要な措置を講ずる。
- ISDSをはじめとする国際紛争への対応強化、海外事業者とのトラブルに係る消費者支援、環境と貿易の両立を進める。
- 皮革・皮革製品産業等に関する所要の措置を講ずる。